署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十条第二項）。
署名を行おうとする者が心身の故障等により署名簿に署名することができない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うことができません（法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第八項）。これに違反した場合には罰則の適用があります（法第六十条第三項）。

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	代筆をした場合 代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	備考

備考
［一～三　略］
四　署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。）ごとに作成するものとする。
［五］　［略］
六　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	代筆をした場合（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五条第三十項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第七項及び第八項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、法第六十条第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。） 代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	備考

備考
［一～三　同上］
［新設］
四　［同上］
五　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○総務省令第八十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の二第七項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表及び地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法施行規則及び地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第一条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人番号カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の際の通知の方法） **第七条**　法第二十四条の二第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。	（個人番号カードの交付を受けている者等に関する届出の特例の際の通知の方法） **第七条**　法第二十四条の二第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。